

青少年ふくしま

福島県青少年育成県民会議

第51号

平成28年7月4日(月)

皆様には、福島県青少年育成県民会議の事業に対しまして、日頃より、温かい御支援や御協力をいただきまして、心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

平成28年度は、当県民会議発足50周年の記念すべき年になります。昨年度にも増して子ども・若者が健やかに伸びていくことを願い、諸活動を充実・推進して参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

福島県青少年育成県民会議設立の経緯について

昭和41年5月の青少年育成国民会議結成に呼応し、県民一体の青少年育成県民運動推進母体として、昭和41年10月29日に結成されました。(全国で14番目)さらに、平成9年度までに県内すべての市町村に「青少年育成市町村民会議」が設置され、各地域に根ざした青少年健全育成活動が行われています。

福島県青少年育成県民会議の組織等について

- ◎役員
 - ・会長：内堀雅雄福島県知事
 - ・副会長：2名
 - ・理事：11名(鈴木登三雄常勤理事は福島県青少年会館館長と兼務)
 - ・監事：2名
- ◎会議員
 - ・関係行政機関、学識経験者、青少年育成団体、青少年団体、報道機関(今年度は130の個人・団体)

◎重点推進事項

- 1 「大人が変われば、子どもも変わる県民運動」の推進
- 2 「地域の子どもは、地域で見守り育てる運動」の推進
- 3 県民運動推進活性化活動の推進
- 4 青少年を取り巻く有害環境対策の推進
- 5 困難を有する子ども・若者への支援

◎事業の概要

- 1 大人が変わるためのセミナー
～『思春期から青年期の親の心構え』
- 2 「家庭の日」作品コンクール
- 3 福島県青少年育成県民会議会長表彰
- 4 第38回少年の主張福島県大会
- 5 福島県青少年健全育成推進大会(50周年記念)
- 6 「大人への応援講座」の開設支援
- 7 「福島県青少年総合相談センター」の運営
- 8 関係機関との連携の強化と広報活動の推進



平成27年度「家庭の日」絵画部門

5・6年生の部最優秀作品「みんな仲よく」

郡山市立多田野小学校 鈴木博大さん

◎連絡・問い合わせ先

TEL 024-546-0002 FAX 024-546-8311

HPアドレス <http://www.fukushima-youth.com/>



常勤理事からのメッセージ

雑感「こども・若者育成支援推進法」

福島県青少年育成県民会議 常勤理事 鈴木 登三雄

青少年施策の基本法的な位置付けにある「こども・若者育成支援推進法」。この法律が国会で全会一致で可決・成立したのは、今から7年前の平成21年7月である。そもそも、この法律の政府案段階での名称は、「青少年総合対策推進法」だった。私は、この当初の法案名が示すように、本法（こども・若者育成支援推進法）のキーワードは、「総合」であると思っている。

その理由は、大きく二つある。一つは、当たり前のことだが、青少年に関する施策や取組は、総合的に行われなければならないということである。こども・若者をめぐる課題は、教育、福祉、保健・医療、就労、矯正・更生といった分野など、多岐にわたっている。それだけに、青少年問題については総合的な対策が求められることになるが、その総合性を明確に謳う法律が、本法以前にはなかったのである。

二つには、青少年の「個」の問題としても、総合的な対応が求められるということである。様々な困難を有するこども・若者のためには、縦割りや分野限定的ではなく、まさに総合的な相談機関や支援機関が必要である。このための枠組づくりについて、本法は、地方公共団体の努力義務を規定している。努力であるために各自治体の取組の任意性はあるものの、こうした規定がある意義は大きいと考えている。

ちなみに、当県民会議では、県からの委託を受けて、東日本大震災の年の秋から、「青少年総合相談センター」を運営している。相談件数は、当初は年間延べ200件台であったが、年を経るごとに件数が増え、昨年度は1,300件を超えた。さらに今年度は、昨年度を上回る状況で推移している。

こうしたことは、相談センターが広く認知されるようになってきたことも一因であろうが、何よりも、不登校、ひきこもり、いじめ、ニート、非行、思春期の心の問題など、様々な困難を抱えるこども・若者たちが多く存在し、相談件数に反映してきているものと受け止めている。併せて、潜在的な相談ニーズは、まだまだ多くあるものと推し量っている。

このような状況を踏まえ、個々具体の相談ニーズによりの確に対応できるよう、相談センターの総合性、拠点性を高めていかなければならないと、強く感じている。

また、県が設置している支援協議会についても、本来の機能が十分に発揮できるような運営が求められよう。

いずれにせよ、本法が制定され、7年の時間が経過した。本法の目的や基本理念の具現化に向けて、行政及び関係機関の実効ある一層の取組が求められているものと考えている。



去る、6月18日（土）福島県青少年会館において、第1回「大人が変わるためのセミナー」を開催しました。とても有意義な講演会でした。以下、その内容をご紹介します。

第1回セミナー

◎演題：「発達障がいのある子どもを通してみた
思春期や青年期の子どもをもつ親のかかわり方」

◎講師：元福島市立福島養護学校長
子どもを育てはぐくむ教室 のびやか室長
山崎 壽 克（やまざきひさかつ） 氏



1 自分のこと

人と接点を持つには、自分のことを紹介しておいたほうが関係を作り易い。

2 子どもが育つということ

生命のはじまりは、たった1個の受精卵。父方、母方それぞれの遺伝情報をもった精子と卵子が受精して、1つの細胞ができる。脳の発生はうまくいくのが不思議なくらい、複雑な手順でつくられている。その途中は、いかにもミスが生じそうなポイントがいくつもある。小学校5年生理科 大隅典子著「脳からみた自閉症」から、「健常」とされる人の脳は、みんな同じように完璧に作られていて、疾患があるとされる人の脳だけに問題があるわけではない。誰もがそれぞれに、多少なりとも不完全なところがある。身体のあらゆる部位で、発生発達には必ず個人差がある。皮膚炎を起こしやすい人、かぜをひきやすい人、おなかをこわしやすい人がいる。身体的な「個人差」、体の「個性」は発生発達の過程で決まる部分が多い。発達障がいも一種の「個性」と考えられる。元気に生まれて育ててきたことは素晴らしいこと。我が子にこのことを伝えていきたい。

3 「育てられる者」から「育てる者」へ

私は生まれることによって「育てられる者」となり、私の父母は「育てる者」となった。私は、父・母の遺伝情報を受け継ぎ、私＝自分が形作られていった。その後、幼児期・学童期は、両親、祖父母、兄弟など私を取り囲む人々の中で、私が作られていった。（成長していった）。両親もまた、私の祖父母の遺伝情報を受け継ぎながら。結婚し我が子が生まれたときから、私は「育てる者」となった。私は、私の両親から「育てられる者」でありながら、一方では我が子を「育てる者」となった。私の子は、私と妻の遺伝情報を持ちながら、成長することとなった。ある日を境目に。自分で育てられてきたことを振り返りながら「育てる者」へ。私は両親から受け継いだ遺伝情報をもとに、その後自分が経験したこと知識として得たことを加えながら、自分を作っていった。「ヒト」から「人」へなるために、高度に発達した人間社会で生きていくために（二足歩行、火の使用、言葉の獲得）。子どもは親がいれば「育てられる存在」。しかし子どもは育つ。小学校4・5年生以上になれば、子どもは大人と同じような考えができる＝思春期。大人の価値観で対応しない。子どもを認め、子どもが納得できる方策を。基本は「愛」我が子を「愛すること」我が子に「愛されていること」を伝えていくこと。

4 発達障がいについて

学習障害とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障

害を指すものである。学習障害は、その背景として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推測されるが、その障害に起因する学習上の特異な困難は、主として学齢期に顕在化するが、学齢期を過ぎるまで明らかにならないこともある。

5 当事者のこと アスペルガー症候群 …思春期青年期…

○広汎性発達障がい…他者の気持ちの動きに気づき始める。それまで意識しなかった、自分に対する他者の意識に気づき始める。仲間を求めるが、うまくいかない。友達関係が築けない。からかわれる、孤立する。いやがられているのに気づかない。

○ADHD…幼児期から多くの失敗を経験。他者から承認を得られないことへの不満、不安、あせり、怒り。不注意のため叱責される。仲間から孤立。何をやってもうまくいかない。認められない。自尊感情の低下、居場所のなさ。

○学習障がい…分からない。できない。失敗が多い。なぜできないのか分からないことへのいらだち。やる気がない。努力不足と見られることに対する不満、いかり。基本的な学習事項を繰り返し行わされることに対する自信喪失意欲の低下。

6 不登校について…さまざまな手が打たれているが不登校は高止まり

◎不登校に対する基本的な考え方

○将来の社会的自立に向けた支援の視点…不登校の解決の目標は、児童生徒の将来的な社会的自立に向けて支援することであること。したがって、不登校を「心の問題」としてのみとらえるのではなく、「進路の問題」としてとらえ、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供等の対応をする必要があること。

7 振り返り（まとめ）

子どもは護られる存在。大人は子どもを護る立場（障がいがあろうがなかろうが）。診断名ではなく日々の子どもの生活の中から、穏やかに、安心して、自分の居場所を。できた喜び、認められ、意欲をもたせる。共に学び共に生き育ちあう。社会の仕組み、対人関係、生活管理、自己理解、余暇活動などを教えていく。

子は親の姿を見て学び・育つ。親も子どもの姿を見て学び・育つ。

子どもとのかかわり。子どもは子どもだが子どもではない。

正しい情報を得る（与える）。相手を思いやる（教える）。対案を出す（できることとできないことを明らかにする）

終わりに

普通に生まれ育っていることを再度確認しながら。みんな凸凹がある。障がいでもレテルを貼られたり、障がい名で呼ばれたりしない。比較し優劣を話題にするのではなく家庭が基本 仲よきことは 美しきかな 天に星 地に花 人に愛。

お知らせ

第2回「大人が変わるためのセミナー」

パネルディスカッション

詳細はチラシに記載

日時：7月23日(土) 13:00~14:45 場所：福島県青少年会館

多数の皆様のご来館をお待ちしています!!